



発行 東京都

## 目次

48

## 条例のあらまし

## 条 例

- 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (総務局) ... 三
- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 三
- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 四
- 職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 五
- 職員の分限に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 五
- 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 五
- 職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 六
- 東京都職員定数条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 六
- 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 七
- 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 七
- 東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 ... (東京都選挙管理委員会) ... 七
- 東京都都税条例の一部を改正する条例 ... (主税局) ... 八
- 東京都男女平等参画基本条例の一部を改正する条例 ... (生活文化スポーツ局) ... 九
- 学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例 ... (東京都教育委員会) ... 三
- 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 九

- 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七六号)

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

- 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七七号)

一 東京都立病院の業務を行う地方独立行政法人を設立することに伴い、特殊勤務手当の種類及び支給範囲を改めます。

二 この条例は、令和四年七月一日から施行します。

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 (条例第七八号)

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

- 学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 一〇
- 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 三
- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例 ... (同) ... 三

●職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例（条例第七九号）  
 一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、  
 規定を整備するほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●職員の分限に関する条例の一部を改正する条例（条例第八〇号）

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、  
 規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第八一号）

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、  
 育児休業及び育児短時間勤務の取得対象となる職員の範囲を改めるほか、規定を  
 整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第八二号）

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、  
 規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の  
 一部を改正する条例（条例第八六号）

一 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第一七二号）の施行を  
 踏まえ、公費負担の限度額を改定します。

（例）自動車借り入れ契約の場合の上限額（一台、一日）

一五、八〇〇円 → 一六、一〇〇円

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都職員定数条例の一部を改正する条例（条例第八三号）

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、  
 規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●東京都都税条例の一部を改正する条例（条例第八七号）

一 地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行に伴い、不動  
 産の取得者が登記の申請をした場合は、取得に関する申告を不要とするほか、所  
 要の改正を行います。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

●職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例（条例第八四  
 号）

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、  
 規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

## ●東京都男女平等参考基本条例の一部を改正する条例（条例第八八号）

一 都の附属機関等の委員構成について、男女いずれの性も委員総数の四〇パーセント以上となるよう努める規定を設けるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、公布の日から施行します。

## ●学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例（条例第八九号）

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

## ●学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（条例第九〇号）

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

## ●学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第九一号）

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行等を踏まえ、規定を整備します。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

## ●義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第九二号）

一 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六三号）の施行等に伴い、六〇歳を超える職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額を当分の間、六〇歳時の七割の水準とする特別を設けるほか、所要の改正を行います。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

## ●都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（条例第九三号）

一 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和四年政令第六七号）の施行に伴い、介護補償の額を改定します。

二 この条例は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用します。

## 条 例

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

## ●東京都条例第七十六号

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和三十一年東京都条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

## 附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項

又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第一条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなす。

一 この条例は、令和五年四月一日から施行します。

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月22日

●東京都条例第七十七号

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例(平成九年東京都条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中第十五号及び第十六号を削り、第十七号を第十五号とし、第十八号及び第十九号を削る。

第三条第一項中「都立病院その他の機関」を「北療育医療センター若しくは府中療育センター」に改める。

第六条第一項第一号中「都立病院」を「保健所」に、「治療、看護」を「検体採取、移送」に、「感染症病原体」を「又は感染症病原体」に改め、「又は血液透析若しくはこれに伴う業務に従事したとき」を削る。

第七条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、第四号を削り、同条第二項第一号を削り、同項第二号中「前項第一号」を「前項第一号」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削る。

第二十二条第一項第一号中「都立病院」を削る。

第三十七条第一項中「次に掲げる場合」を「交替制勤務に従事する職員その他の職員が、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号)の規定により割り振られた正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜(午後十時から翌日の午前五時までの間をいう。以下同じ。)において行われる勤務に従事したとき」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額」を「一勤務につき三千九百円」に改め、同項各号を削る。

第四十三条の二第一項中「都立病院その他の機関」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改める。

第四十三条の四及び第四十三条の五を次のように改める。

第四十三条の四及び第四十三条の五 削除

東京都知事 小池百合子

第四十三条の六第一項中「都立病院その他の機関」を「北療育医療センター又は府中療育センター」に改める。

第四十三条の七及び第四十三条の八を次のように改める。

第四十四条第一項中「前条」を「第四十三条の六」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年七月一日から施行する。

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例による改正前の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給するごとになった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月22日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第七十八号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項及び第二項、第四条、第十四条第一項並びに第十九条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみ

なす。

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年6月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第七十九号

職員の懲戒に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「範囲で」の下に「、その発令の日に受ける」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及び地域手当の合計額の五分の一に相当する額を超えるときは、当該額を当該合計額から減ずるものとする。  
第三条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の懲戒に関する条例第三条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十号

職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

職員の分限に関する条例（昭和二十六年東京都条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「反する休職及び降給」の下に「（地方公務員法（以下「法」という。）第二十八条の二第一項の規定による降給を除く。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項中「地方公務員法（以下「法」という。）」を「法」に、「外」を「ほか」に改める。

第四条第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

第九条に次のただし書きを加える。

ただし、法第二十八条の二第一項の規定による降任に関する事項は、人事委員会規則で定める。

附則に次の一項を加える。

2 職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）附則第十項、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）付則第九項又は東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第一条の規定の適用については、

当分の間、同条中「の規定による降給」とあるのは、「、職員の給与に関する条例（昭和二十六年東京都条例第七十五号）附則第十項、学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十八号）付則第九項及び東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）附則第四項の規定による降給」とする。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の職員の分限に関する条例第三条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例



又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の東京都職員定数条例第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和4年6月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十四号

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部を改正する条例

職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成二十年東京都条例第百二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第二十八条の二第一項」を「第二十八条の六第一項」に、「第二十八三条の三第一項」を「第二十八条の七第一項」に改める。

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例を公布する。  
令和四年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十五号

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（定義）

第三条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいう。

二 パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいう。

第二章中第七条の次に次の二条を加える。

（東京都パートナーシップ宣誓制度）

第七条の二 都は、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都パートナーシップ宣誓制度を実施するものとする。

2 前項の東京都パートナーシップ宣誓制度は、知事がパートナーシップ関係にある者

（双方又はいずれか一方が都の区域内において居住し、就業し、又は就学している場合に限る。）からの宣誓に係る届出を受理したことを証明する制度をいう。

3 都は、都が実施する施策等において、第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分に尊重し、適切に対応するものとする。ただし、法令等の規定により実施する施策等においては、この限りでない。

4 前三項に定めるもののほか、東京都パートナーシップ宣誓制度に関する必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年十月十一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第七条の二第二項の規定による届出及び受理は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

## ●東京都条例第八十六号

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成五年東京都条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号イ中「一万五千八百円」を「一万六千百円」に改め、同号ロ中「七千五百六十円」を「七千七百円」に改める。

第八条第一号中「七円五十一銭」を「七円七十三銭」に改め、同条第二号中「五円二銭」を「五円十八銭」に、「三十七万五千五百円」を「三十八万六千五百円」に改める。

第十一条中「三十一万五百円」を「三十一万六千二百五十円」に改め、同条第一号中「五百二十五円六銭」を「五百四十一円三十一銭」に改め、同条第二号中「二十六万二千五百三十円」を「三十七万六百五十五円」に、「三十七円五十銭」を「三十八円三十五銭」に改める。

## 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都議会議員及び東京都知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を告示される東京都議会議員及び東京都知事の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された東京都議会議員及び東京都知事の選挙については、なお従前の例による。

東京都都税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

## ●東京都条例第八十七号

東京都都税条例の一部を改正する条例

東京都都税条例(昭和二十五年東京都条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

東京都知事 小 池 百合子

第四十五条第一項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該不動産を取得した日から三十日以内に不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。次項において同じ。)は、この限りでない。

第四十五条第二項中「においては、前項」を「には、前項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該不動産を取得した日から三十日以内に不動産登記法第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合は、この限りでない。

第四十六条の二並びに第四十六条の三第一項及び第二項中「第四十五条第二項に規定する申告書を提出する際、併せて」を「不動産取得税を課されるべき不動産を取得した日から三十日以内に、」に改める。

第四十七条中「第七十三条の十八第三項」を「第七十三条の十八第四項」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第四十八条の二第二項中「第四十五条第一項の規定により申告をする際、併せて」を削り、「の申告が」の下に「当該不動産取得税を課されるべき土地を取得した日から三十日以内に」を加える。

第四十八条の四の三第一項中「の定める」を「で定める」に、「によつて」を「により」に改める。

第四十八条の四の四第二項中「第四十五条第一項又は第二項の規定により申告をする際、併せて」を削り、「の申告が」の下に「当該不動産取得税を課されるべき不動産を取得した日から三十日以内に」を加える。

附則第十四条中第十号を第十一号とし、第二号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 法附則第十五条第二項第五号 五分の四

（施行期日）  
附 則

1 この条例は、令和五年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、

附則第十四条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の東京都都税条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

東京都男女平等参画基本条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十八号

東京都男女平等参画基本条例の一部を改正する条例

に改正する。

目次中「（第十二条・第十三条）」を「（第十二条—第十三条）」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

（都の附属機関等における委員構成）

第十二条の二 都の政策の決定過程に多様な価値観や発想を反映させるため、都の附属機関及びこれに類似する機関（以下「都の附属機関等」という。）の委員を選任するに当たっては、知事が別に定めるものを除き、男女いずれの性も委員総数の四十パーセント以上となるよう努めなければならない。

2 都の附属機関等は、一つの性の委員のみで組織しないものとする。

第十六条第二項中「いずれか一方の性が」を「いずれの性も」に、「四割未満となるない」を「四十パーセント以上となる」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都男女平等参画基本条例第十二条の二の規定は、この条例の施行後に選任される都の附属機関及びこれに類似する機関の委員について適用

する。

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第八十九号

学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の定数に関する条例（昭和三十一年東京都条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二条第一項及び第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の学校職員の定数に関する条例第一条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成七年東京都条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用

短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項ただし書、第五条、第十五条第一項及び第二十条の二中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

#### 附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号)附則第六条第一項又は第二項(これららの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により採用された職員は、この条例による改正後の学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第三条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

#### ●東京都条例第九十一号

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号)の一部を次のよう改訂する。

第一条第一項第一号中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改め、「占める者」の下に「(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」を加える。

第八条第九項中「地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「の再任用職員」を「の定年前再任用短時間勤務職員」に、「掲げる給料月額」を「掲げる基準給料月額」に改め、「応じた額」の下に「に、勤務時間条例第三条第三項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」を加える。

第八条の二第一項を削り、同条第二項中「第三項及び第九項」を「及び第三項」に改め、同項を同条とする。

第十四条第三項第二号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十五条の三第二項中「給料月額」を「給料の月額」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第二十八条の二第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「退職した者又は同法第二十八条の三の規定により勤務した後退職した者で退職」を「採用される」に、「退職前における勤務と再任用の各任期における勤務とが引き続くものと、それ以外の者にあつては再任用の各任期における勤務」を「、当該採用前における勤務と定年前再任用短時間勤務職員としての勤務と」に改める。

第十七条第三項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条第三項、第二十四条の二第二項及び第二十四条の三第二項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第二十四条の四第二項中「第十一条の三」を「第八条第二項から第八項まで、第十二条の三」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の九項を加える。

9 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が六十歳に達した日後における最初の四月一日(付則第十二項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級並びに第八条第一項、第三項及び第四項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(給料の切替に伴う経過措置として、この条例その他の条例の規定において、異なる給料月額の定めがある場合は当該給料月額)に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

10 前項の規定により職員を降給させる場合における第八条第七項の規定の適用については、同項中「とする。」とあるのは、「とする。ただし、付則第九項の規定により職員を降給させる場合は、同条の規定にかかわらず、同項の規定により降給せるも

のとする。」とする。

11 付則第九項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

一 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

二 職員の定年等に関する条例（昭和五十九年東京都条例第四号）第六条第二項第一号に掲げる職を占める職員

三 職員の定年等に関する条例第九条第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する異動期間（同項又は同条第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第六条第一項第一号又は第五号に掲げる職を占める職員

四 職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により勤務している職員（同条例第二条に規定する定年退職日において付則第九項の規定が適用されていない職員を除く。）

12 地方公務員法第二十八条の二第一項に規定する他の職への降任をされた職員であつて、当該他の職への降任をされた日（以下この項及び付則第十四項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第九項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、付則第九項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

13 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第七条第二項に規定する当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

14 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第九項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第十二項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

15 付則第十二項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第九項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

16 付則第十二項又は前二項の規定による給料を支給される職員に対する第十二条第二項、第十五条の四第一項並びに第十五条の五第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「給料月額」とあるのは、「給料月額と付則第十二項、第十四条又は第十五条の規定による給料の額との合計額」とする。

17 付則第九項から前項までに定めるもののほか、付則第九項の規定による給料月額、付則第十二項の規定による給料その他付則第九項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

別表第二再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
(施行期日)

## 附 則

定年再用短時間勤務職員	基準給料月額 円 219,700	基準給料月額 円 258,100	基準給料月額 円 276,600	基準給料月額 円 294,600	基準給料月額 円 324,900	基準給料月額 円 392,500
-------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------

## (職員の勤務延長に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の学校職員の給与に関する条例(以下「改正後の条例」という。)付則第九項から第十七項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している職員には適用しない。

## (定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第三条 改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が改正後の条例第二条第一項第一号に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の条例第七条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項に規定する当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 改正法附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の条例第七条第一項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第二項に規定する当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成七年東京都条例第四十五号)第三条第三項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

3 暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員でへき地学校等(改正後の条例第十五条の二第一項に規定するへき地学校等をいう。以下同じ。)に勤務する者のうち、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の六第一項の規定により退職した者若しくは同法第二十八条の七の規定により勤務した後退職した者で退職前から引き続きへき地学校等に勤務するもの又は定年前再任用短時間勤務職員として勤務した後定年退職日相当日(同法第二十二条の四第一項に規定する定年退職日相当日をいう。以下同じ。)に退職した者で退職前から引き続きへき地学校等に勤務するものにあつては退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員

の各任期における勤務とが引き続くものと、同法第二十二条の四第一項の規定により採用される前から引き続きべき地学校等に勤務していた定年前再任用短時間勤務職員であつて、定年前再任用短時間勤務職員として勤務した期間中引き続きべき地学校等に勤務した後定年退職日相当日に退職した者で退職前から引き続きべき地学校等に勤務するものにあっては定年前再任用短時間勤務職員として採用される前にべき地学校等に勤務していた期間と退職前における勤務と暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務とが引き続くものと、それ以外の者にあっては暫定再任用職員又は暫定再任用短時間勤務職員の各任期における勤務が引き続くものとみなして、改正後の条例第十五条の三第一項及び第二項の規定を適用する。

4 暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第二十四条第三項、第二十四条の二第二項、第二十四条の三第一項及び第二項の規定を適用する。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第十四条第三項第二号及び第十七条第三項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、暫定再任用職員及び暫定再任用短時間勤務職員に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十二号

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一

部を改正する条例

東京都条例第十二号の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に改める。

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十七年附則に次の二項を加える。）

5 給与条例付則第九項の適用を受ける職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、同項の規定により算出された額とする。

6 給与条例付則第十二項、第十四項又は第十五項の規定による給料を支給される職員の教職調整額の計算の基礎となる給料月額は、前項の規定による給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額とする。

附 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項（これらの規定を同法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により採用された職員は、この条例による改正後の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第二条第二項に規定する短時間勤務の職を占める者とみなす。

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第九十三号

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和三十七年東京都条例第八十号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項第二号中「七万三千九十九円」を「七万五千二百九十九円」に改め、同項第四号中「三万六千五百円」を「三万七千六百円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）の

規定は、令和四年四月一日（以下「適用日」という。）から適用する。  
(経過措置)

- 2 新条例第八条の二第二項第二号及び第四号の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間ににおいて、この条例による改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第八条の二第二項第二号及び第四号の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

発行 東京都  
電話 ○三(五三三二)一一一二(代)  
郵便番号 163-8001

定価 本号  
一箇月 六、六〇〇円 五〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社  
電話 ○三(三八一二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001



リサイクル適性Ⓐ

この「東京都公報」は、  
リサイクル指定のもの。